

① 件名	
石巻市通所型サービス支援事業について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 平成27年4月1日の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設され、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとされた。</p> <p>【目的】 介護保険の要支援認定を受けた65歳以上の者等（以下「要支援者等」という。）を対象に介護予防・生活支援サービスを提供する、住民主体による通所型サービスに対し、補助金を交付することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的とする。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 ・介護保険法</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第4節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する 3 介護保険制度・介護予防を充実する</p> <p>〔個別計画との整合性〕 石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画</p>	
③ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>・平成27年4月1日 介護保険法が改正され、介護予防・日常生活支援総合事業が創設された。</p> <p>本市の総合事業への移行経過</p> <p>・平成27年4月1日 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を総合事業へ移行し、新規の要支援認定申請者及び転入した要支援認定者を対象に事業開始</p> <p>・平成27年6月1日 要支援認定更新申請者（7月末で認定有効期限を満了する者）を対象に事業開始</p>	
④ 主な内容	
1 補助対象事業	・個人又は団体が集会所等を利用し、要支援者等を中心に障害者、子供、高齢者に対し、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的なサロン等の通所型のサービスを提供する事業
2 補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を6か月以上継続 ・概ね週1回以上実施 ・1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上 ・1回当たりの平均利用者のうち要支援者等が5人以上であること

3	補助対象者	個人又は団体（住民等の多様な主体）
4	補助金額	・要支援者等の利用者1人当り1回1,000円の補助対象額を乗じて得た額とする。月額上限50,000円（他の補助金と併用不可）
5	補助交付条件	・事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の利用者の秘密の保持、従事者の清潔保持及び健康状態の管理について、必要な措置を講ずること
⑤ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
<p>【効果】 要支援者等を対象に介護予防・生活支援サービスを提供する、住民主体による通所型サービスに対し補助金を交付することにより、高齢者等の閉じこもりや身体機能の改善が図られ、要介護状態の予防並びに住民主体の組織育成及び自主的活動が図られる。</p> <p>【財源措置】 平成28年度介護保険特別会計予算要求額 @ 1,000円× 5人× 10回× 12月× 10団体= 6,000千円 (国負担割合 25% 1,500千円) (県負担割合 12.5% 750千円) (市負担割合 12.5% 750千円) (第1号被保険者負担割合 21% 1,260千円) (第2号被保険者負担割合 29% 1,740千円)</p>		
⑥ 他の自治体の政策との比較検討		
⑦ 今後の予定及び施行予定年月日		
<p>【今後の予定】 平成27年12月 「石巻市通所型サービス支援事業補助金交付要綱」の制定 (施行予定年月日：平成28年4月1日)</p>		
⑧ その他		